

## 第2部第6章第6節「賃貸借の終了」

### 【設例】

1. Aは、Bに、Aの所有する建物甲を月額10万円の賃料で貸したが、賃貸期間については定めなかった。Aは、Cから「月額15万円で甲を貸してくれないだろうか」と打診されて、すっかりその気になった。Aは、Bに甲を明け渡してもらうために、法律上どのような点に留意しなければならないか。[構造2]

2. Aは、Bに、Bの居住用として、Aの所有する建物甲を月額10万円の賃料で貸した。Aは、以下の場合に、Bとの賃貸借契約を解除できるだろうか。[展開1]

- (1) Bが、甲の賃料を1か月分滞納している。
- (2) Bが、甲を、Aの承諾なく改装し、店舗として使用している。